習志野市教育委員会会議録(令和3年第3回定例会)

1	期日	令和 3 年 3 月 3 0 日(火) 市庁舎 3 階 大会議室 開会時刻 午後 1 時 3 0 閉会時刻 午後 2 時 4 3				
2	出席委員	教 育 長	小	熊		隆
		委員	赤	澤	智温	丰子
		委員	高	橋	浩	之
		委	馬	場	祐	美
3	出席職員	学校教育部長	天	田	正	弘
		生涯学習部長	塚	本	將	明
		学校教育部参事	小	平		修
		学校教育部技監	遠	藤	良	宣
		生涯学習部次長	村	山	典	久
		学校教育部副参事	芹	澤	佐矢	1子
		学校教育部副技監	江		浩	雄
		学校教育部・生涯学習部副技監	塩	JII		潔
		教育総務課長	中	野		充
		学校教育課長	野	村	健	_
		指導課長	杉	山	健	_
		総合教育センター所長	笹	生	康	世
		社会教育課長	藤	原	友	哉
		中央公民館長	河	栗	太	_
		中央図書館長	畄	野	重	吾
		学校教育部主幹	利机	艮川		賢
		学校教育部主幹	齊	藤	洋	介
		学校教育部主幹	篠	宮	淳	_
		学校教育部主幹	新	井	理	香
		学校教育部主幹	永	田	容	子
		学校教育部主幹	青	野	孝	幸
		指導課主任指導主事	荻	原		洋

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う習志野市教育委員会職員の時差出勤 勤務制度に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- (4) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (5) 臨時代理の報告について (令和3年度教育費予算案(1号補正)について)
- (6) 令和3年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について
- (7) 大久保東幼稚園の園児数減少への対応について
- (8) 令和2年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (9) ICTを活用した教育の推進について
- (10) 放課後子供教室の開設及び運営状況について
- (11) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等 (幼稚園に係る者を除く)の任免について)

- (12) 臨時代理の報告について
 - (習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (13) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について)

(14) 臨時代理の報告について

(習志野市立習志野高等学校の教頭の任免について)

第3 議決事項

議案第6号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 習志野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 習志野市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について いて

議案第10号 敷地及び建物の変更(用途廃止)について

第4 協議事項

協議第1号 大久保第二保育所の私立化に伴う大久保東幼稚園園舎の一時利用について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

小能教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小能教育長が

「議案第9号 習志野市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を取り下げることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(11)ないし報告事項(14)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

報告事項(3) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う習志野市教育委員会職員の時差出勤 勤務制度に関する規程の一部を改正する訓令の制定について (教育総務課)

報告事項(4) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)ないし報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 臨時代理の報告について

(令和3年度教育費予算案(1号補正)について)

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(5)「臨時代理の報告について(令和3年度教育費予算案(1号補正)について)」、説明する。

本報告は、令和3年習志野市議会第1回定例会において、既に議決をいただいているものになる。資料には9項目記載しているが、この中で主要な事業を説明する。

「No. 2 高等学校施設整備事業」については、習志野高等学校の特別教室にエアコンを設置するものである。No. 3以下については、それぞれ幼稚園や公民館等の施設におけるトイレ等の手洗い水栓について、手をかざすと自動で水が出るように、新型コロナウイルス感染症の対応の一環で自動水栓化するものである。「No. 8 新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業」については、各学校に健康診断で使用する検診器具の滅菌を行う高圧蒸気滅菌器を整備するものである。

これら、令和3年度予算の1号補正として議決をいただいたものについて、報告するものである、 と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 令和3年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について (学校教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

報告事項(7) 大久保東幼稚園の園児数減少への対応について

(学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

報告事項(7)「大久保東幼稚園の園児数減少への対応について」、説明する。

本市においては、社会経済情勢の変化や少子化が進行する中、保育所の需要が増える一方で、市立幼稚園では児童数が年々減少し、本市が目指す集団教育に課題が生じてきた。そこで、こども園の再編などによる定員の見直し等に取り組み、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」において、幼稚園の再編については、「集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに児童数が10人以下になることが見込まれた場合、同一中学校区のこども園との統合を検討します。」と定めているところである。

令和3年度の園児募集を踏まえた園児数については、大久保東幼稚園において各学年の園児数が10人以下となることが見込まれており、同一中学校区のこども園である大久保こども園への統合について検討を開始しようとするものである。

具体的な今後の検討については、令和4年度の園児募集を踏まえた将来推計により、その先も 10人以下となることが見込まれた場合、速やかに方針を決定し、十分な周知期間を設けるため に、事前に関係者の意見を伺う必要があると考えており、具体的には令和3年4月より、在園児の 保護者に対して、意見交換等を実施していきたいと考えているところである、と概要を説明

馬場委員

今までも保護者へ説明する際には、検討を進めていくということが前提にあるとは思うが、何となくもう決まっていることのように、結果ありきのような説明をされ、保護者が納得しないということはよくあることで、私も経験したことがある。大久保東幼稚園に通わせている保護者からしたら、納得がいかないということも多々あるかと思う。その辺りは保護者の気持ちも十分酌んでいただき、説明を尽くし、意見を必ず反映していただきたいと思う、と要望

齊藤学校教育部主幹

もちろん、保護者の方にすぐに納得いただけるとは思っていない。集団教育を維持していくという 観点で、子どもの教育のためというところについてしっかりと説明をしていき、理解をいただけるよ うに努めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

ぜひよろしくお願いしたい、と発言

小熊教育長

本市の幼児教育の観点から言えば、幼・保・小の連携というのは、しっかりと進めていかなければいけないと思う。幼・保・小連携の現状について、補足して説明していただきたい、と発言

篠宮学校教育部主幹

幼稚園、小学校の連携については、今までも検討しているところである。今まで、幼稚園は遊びを通して学んでいた。小学校に入ると、科目が始まってくるので、それに基づいて席に座って教育を受けるという形に変わっていく。そこの滑らかな接続というところが課題になると思うので、幼稚園と小学校が寄り添って、滑らかな教育になるよう、まず、小学校の先生は、幼稚園教育はどういうことをやっているのか、幼稚園の先生は、小学校教育はどういうことをやっているのかをそれぞれの先生が学び合う。子ども達についても、小学校では座って授業を受けるだけではなく、たまには外に出て自然体験学習をしながら学び、幼稚園児は、いつも外で遊ぶだけではなく、たまには座って先生の話を聞く時間をつくるというような形で、今後、再来年に向けてそのようなカリキュラムを作っていきたいと考えている、と発言

小熊教育長

教育委員会として、変わらずにしっかり取り組んでいかなければいけない課題と捉えている。今後、取り組んでいきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

報告事項(8) 令和2年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

杉山指導課長

報告事項(8)「令和2年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

なお、令和2年度最後の報告となることから、今年度全般を振り返り、特徴のある点について説明を加えたいと思う。

スライド資料2ページ目のグラフは、今年度1学期、2学期、3学期のいじめの認知件数をまとめたものである。毎年のことではあるが、学年が上がるほどいじめの訴えが減少するという傾向がある。小学校2年生から小学校6年生まで、1学期の認知件数が少ない部分については、4月、5月は学校が臨時休業していたため、例年とは多少違う部分があるが、学年ごとの減少傾向というのは例年と同様である。

スライド資料3ページ目、小学校のいじめの認知件数の推移として、4年間のいじめの認知件数の推移を記載している。令和2年度1学期については、今ほど説明した通り、4月、5月が臨時休業となり、認知件数が他の年度に比べて減少している。令和2年度の2学期、3学期については、例年と比べて、件数自体は減少傾向が見られるところである。いずれにしても、いじめというのは1件でもあれば解決を早期に図ることが重要である。件数が減少していることは、良い傾向という捉え方もあるが、この数字を重く受けとめながら対応を図ることが大事だと考えている。

スライド資料4ページ目は、中学校である。小学校と同様の傾向が見られ、いじめの認知件数は

減少している。過去3年と比較すると、令和2年度2学期のいじめの認知件数が少なく、3学期のいじめの認知件数の減り方が少ないというような現象が今回コロナ禍で見られた。例年、2学期から3学期にかけては解消が大きく図られているという特徴があったが、今年度としては、この2学期から3学期にかけて、件数があまり減らなかったという部分がある。

次に、スライド資料5ページ目、いじめを相談したか聞いた結果である。この点については、教育委員会としても何とかこの件数を減少させていこうと取り組んできているところである。小学生についてだが、昨年度の同時期と比較すると、「相談したくてもできなかった」割合が10%増え、12%となっている。例年だと、相談しなくてもできなかった子どもの割合は、2%から5%で推移していた。今年度、2学期について高い割合を示しているということは以前報告したところだが、この3学期も同様の傾向が見られているところである。

そこで、スライド資料6ページ目になるが、小学生において、相談したくてもできなかった件数について、学年別に分析を図った。グラフを見ると、小学校1年生から小学校3年生にかけて、相談したくてもできなかった件数が集中している。明らかに小学校3年生と小学校4年生の間には、何かしらの違いがあることが数字上見えてきた。今年度については、1学期に全小中学校でSOSの出し方教育に取り組んできたが、下学年の児童については、SOSの出し方教育を単発的に実施するのではなく、繰り返し実施することでようやく身についていくと思う。一方で、伝え方として、下学年の子ども達には嚙み砕いて説明するというところを、今後各学校にお願いしていきたいと考えている。また、タブレット端末を使った、いつでもいじめ等の相談ができ、SOSが出しやすい環境という点については、現在、総合教育センターの方で、新年度から取り組めるように準備を進めている。

スライド資料7ページ目、中学生については、相談したくてもできなかった生徒が、昨年度の同時期と比べると減少していることがわかる。中学生においては、SOSの出し方教育が功を奏してきているのではないかと思う。引き続き、SOSが出せるよう、また、この数字にはない子ども達もいるということを踏まえて対応していきたいと考えている。

次に、スライド資料8ページ目、いじめ防止に向けて教育委員会として取り組んだことについてである。6点の中で、「③新型コロナウイルス感染症による差別や偏見が起きないよう、機をとらえて指導するよう要請」という部分では、今年度、各学校で機を捉えて指導をしているという報告をいただいている。また、総合教育センターにおいては、「いじめメール相談」のサイトを開設して、1年間運用を図ったところである。「⑤『いじめ重大事態への対応フローチャート』を作成し各学校に周知」ということで、この点については、組織として教育委員会も学校と連携し、連動して対応できるように整備をしたところである。各学校に強くお願いしたところは、いじめの対応については組織で対応するというところである。先生方が個で対応するのではなく、組織での対応を強くお願いしながら進めてきたところが、今年度の取り組みとなる。

次に、スライド資料9ページ目、本市のいじめの状況を5点にまとめている。特に⑤だが、いじめが続いていると児童生徒が認識している割合は小学生30%、中学生52%で、これはそれぞれ1学期、2学期、3学期のいじめのアンケートの報告の中で、なかなかゼロにはならない数字ではあるが、やはり毎日の登校の中で、いじめに悩んで学校に通ってきている子ども達がいるという認識を重く受けとめ、それへの対応として、常に早期発見・早期対応、そして、見守っていくという部分を徹底していくことが大事だと考えている。

次に、スライド資料10ページ目、今後の課題と方向性である。「①数値だけを追うのではなくその背景にある要因を探る」ということで、数値ではなく、そこにある背景を探って、手だてを考えていく取り組みを引き続き継続していくことが大事だと考えている。また、⑥に記載のとおり、来年度は1人1台タブレット端末が導入される。幸いなことに本市においては、SNSやインターネット上でのいじめの割合が高いという傾向は今のところ見られていないが、マナーや正しい使用方法等、今まで以上に気を引き締めて取り組んでいかなくてはならないと考えている。

最後に、いじめを相談したくてもできない割合が増えていることについて、小学校1年生から小学校3年生までの3学期の結果を受け、指導課で学校からの声を聞いた。現段階では仮説に近いところではあるが、学校の新しい生活様式という部分が影響しているのではないかと考えている。マスクを着用し、不要な話はしない。ソーシャルディスタンスを守る。給食も黙って1人で食べている状況である。人と接する中で多くのことを学んでいく時期である小学校の下学年にとって、現在の環境というのは、なかなか難しいところもあるのではないかと思う。一方で、困った時には担任やその他の先生にいつでも相談して良いということは伝えているが、なかなか小さい子ども達には判断が難しい。また、学校以外にも相談する場所があるというところでも、繰り返し指導していかなければいけないという部分で、社会的な距離を取るという部分と、担任が近づいて話を聞くという部分を両立できるように、来年度取り組んでいきたいと思う、と概要を説明

高橋委員

SOSの出し方教育というのは素晴らしいし、また、成果も上がりつつあるのかなと思う。やはり困った時に、人に相談する、できるということは、いじめに限らず、人間が大きくなってく上で本当に大事なことだと思う。SOSの出し方教育をしっかり行うことにより、子ども達に絶対にいじめを解決するという学校の姿勢をわかってもらうということもとても良いと思う。質問だが、SOSの出し方教育というのは、具体的にどのようなものなのか。例えば、教材や標準的な指導案のようなものが作られているのか。大体どのぐらいの時間を使っているものなのか教えていただきたい、と質問

杉山指導課長

SOSの出し方教育の中で使用している教材は、千葉県教育委員会が開発したもので、概ね1コマという時間の中で行われるものである。指導案というところまではないが、方法としては、いじめとは何かという問題や、いじめに対峙した時にどういう対処方法があるか、また、自分だったらどうするかというような形で考えさせていくような、大体の流れが資料としてあるもので、それを下学年は短い時間で実施するなど、学校が工夫して取り組んでいる、と回答

高橋委員

最終的にはそういう教育の成果というのは、いじめを相談したかとか、相談したくてもできなかった人がどのぐらいいるのかというような結果で表れると思うが、結果が出てくるまでだと先が長い。可能であれば、SOSの出し方教育をさらに良くするために、それを受けた子ども達がどう受けとめたか、理解できているかなど、もちろん成績はつけないが、教育実践に関する評価も行うと良いと思うがいかがか、と質問

杉山指導課長

評価まではまだ踏み込んで実践をできているところではない。確かに、教育なので、評価まで進めば子ども達の中に浸透していっているという状況が確認できるし、より良い活用になると考える、 と回答

馬場委員

タブレットの配付によって相談がしやすくなると伺っているが、年度初めに配布されるいじめのメールの相談カードや、相談窓口のパンフレット等は、引き続き配布される予定でよろしいか、と質問

笹生総合教育センター所長

いじめメール相談の周知について、今年度は、4月の始業式にカードを児童生徒に配布した。そ

の後、長期の臨時休業に入ってしまったので、夏休み明け、2学期が始まるタイミングに改めて子ども向けにパンフレットを作成した。併せて、冬休み前にさらに周知するためにパンフレットを配布した。来年度についても、同様に周知をしていくが、1人1台タブレット端末のデスクトップ上にショートカットキーを貼り付けることができるので、カードの配布とともに、常に子ども達の目に触れる状況になる、と回答

馬場委員

相談窓口のパンフレットを見ると、相談窓口はたくさんあると思う。ただ、相談したくてもできなかったという子が小学生下学年に多いということは、それがなかなか浸透しておらず、配っているだけになってしまっているのではないかと思う。特に下学年の子どもに関しては、文面で伝えるというよりも、対面して言葉で伝えていくということと、今後の課題にもあるが、いじめについての相談はいつでも聞くという先生の姿勢を見せることがすごく大切だと思う。先生方も忙しいだろうが、特に下学年に対しては、先生がいつでも話を聞くというような意思表示を態度で見せることがすごく大事だと思う。不要な話はしないと言われてしまうと、尻込みする子どももいるかもしれないが、先生に相談してみようという気持ちになるかは、先生方からのアプローチも大切だと思うので、特に下学年の子どもに対しては、先生方に頑張っていただきたいと思う、と発言

杉山指導課長

相談の周知も含めて、保護者の方にも伝えなければならない場合がある。今までも長期休みの前やゴールデンウィーク前、また、どうしても問題行動が起きやすいような月の前等、そういったタイミングで周知はしている。一方で、子ども達ときちんと対面した中で子どもの声を自ら望んで聞き取りに行ける教員を育成していきたいと考えている、と発言

馬場委員

これからまた新学期を迎え、学年が変わったり、担任の先生が変わったり、クラスが変わったりと状況が変わってくると、また新たな問題とかも出てくるかもしれない。その辺りはぜひよろしくお願いしたい、と発言

小熊教育長

いじめの問題に関してもだが、心の問題についても、今ほど話の中であったように、教育相談を どうするのかというのが、教育委員会としては一番のポイントになると思っている。コロナ禍ではあ るが、教育相談の充実ということをもう一度確認しながら進めていきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は終了した。

報告事項(9) ICTを活用した教育の推進について

(総合教育センター)

笹生総合教育センター所長

報告事項(9)「ICTを活用した教育の推進について」、説明する。

校内LANは高速大容量に、パソコン端末は児童生徒1人1台タブレット端末を、大型提示装置は、普通教室に各1台整備する。また、緊急時においても学びを止めないよう、通信環境の整わない家庭に対して貸与するモバイルルーター850台を整備した。

スライド資料3ページ目、タブレット端末配付スケジュールとしては、3月24日までに、市内小中学校の保護者に対してタブレット端末導入を周知する文書の発出を学校に依頼した。新年度を迎

えた4月、各学校において、利用及び管理に関する要綱をもとに、活用のルールと家庭でのルールを作成する。4月26日、タブレット端末を配付し、家庭に持ち帰る。5月10日からは、学習や家庭との連絡ツールの一つとして活用していく。

タブレット端末及び大型提示装置の整備により、学習活動の一層の充実、学校と家庭との連携、 学びの保障についての3点が大きく変わる。タブレット端末は、児童生徒の資質・能力の育成に効果的な場合に、教材・教具や学習ツールの一つとして積極的に活用していく。併せて、ICTの特性を生かした活用により、限られた学習時間の効率化を図る。タブレット端末を活用し、教育相談のチャンネルを増やしていく。今年度開設したいじめメール相談に、タブレット端末からも繋がるようになる。タブレット端末にはメールアドレスがないので、返信は希望する端末へ返すこととなる。また、特定の教員と相談ができるよう、相談スイッチのショートカットキーをデスクトップ上に設ける。相談スイッチは、相談内容の秘密は守れるが、教員と児童生徒が1対1で繋がるため、懸念される課題もある。そのため、学校からの意見をいただきながら、対応策を検討し、運用できるように努めていく。学校からでも、自宅からでも、匿名でもできる教育相談、繋がりたい機関や、相談したい相手を選べる教育相談の実現に向けて、今後、システム構築に努めていく。

タブレット端末を毎日家庭に持ち帰り、家庭と学校を繋ぐ連絡ツールとして活用していく。学校からの連絡を電子データで配布したり、家庭や学校での様子を共有したりすることが可能となる。タブレット端末には有害なサイトやSNSサイトを閲覧できないよう、R18のフィルタリング制限、管理者以外はソフトウェアやアプリのダウンロード、インストールができないよう、利用者制限をかける。タブレット端末本体には、5年間の製品保証サービスがついており、適切な使用のもとに起きた破損は原則保証内であり、それ以外は家庭負担となる。

家庭におけるルールづくりについては、保護者の理解と協力は欠かせない。子ども達の健康面を配慮し、利用時間、特に何時まで使用して良いのか等のルールを決めていただくようお願いする。インターネットへの接続や個人情報の取り扱いについては、学校での指導も合わせ、保護者への説明を丁寧に行い、理解を得られるよう努めていく。

これまで、緊急時の学びの保障のために、オンライン授業を想定した準備を進めてきた。学校に登校できない児童生徒には、教室と家庭を繋いだり、病気や障がいなどの理由で教室での学びが難しい児童生徒には、教室と他の教室を繋いだりして、オンライン授業を活用した学びの場を広げていく。教室と適応指導教室との交流や、直接見学できない施設、お話を聞けない講師の方と学校を繋ぐオンライン社会科見学など、オンライン授業を活用する場面をさらに広げていく。

指導者用デジタル教科書は、全ての小学校に国語、社会、理科を除いた教科書を整備する。国語、社会、理科については、国の事業に対応した学校に整備する。中学校においては、全ての中学校に全ての教科を整備する。学習者用デジタル教科書は、国の事業により、各校1教科の教科書を小学校は5年生と6年生、中学校は全学年に整備する。重点校の袖ケ浦西小学校は算数を全学年に、袖ケ浦東小学校は国語を全学年に、谷津南小学校は1年生、2年生に生活科、3年生から6年生に社会科の教科書を整備する。また、全ての自閉症・情緒学級に、小学校は算数、中学校は国語、数学の教科書を整備する。

日常的にICTを活用するための体制づくりとして、ICT活用と学習指導力の向上を目指した研修を実施していく。令和3年度から3年間を見通し、ICT活用に係る基礎的な知識や技能に関することから、情報セキュリティに関することまで、内容を精査し、研修を計画的に進めていく。

ICTの活用により、教職員の研修や会議の在り方も大きく変わる。現在、教職員の研修を動画で撮影し、総合教育センターのホームページで限定公開している。このオンデマンド研修によって、市内小中学校の教職員が、いつでも、どこでも、誰でも研修に参加できるようになる。また、今年度、総合教育センターと学校を繋ぎ、オンライン会議を実施した。勤務場所を離れずに会議に参加できるので、時間短縮にも繋がった。今後も積極的に会議や研修の中でICTを活用していく。

学校への支援として、ICT支援員を4名配置し、学校におけるICT活用、例えば、授業、校務、研

修等の場面をサポートすることにより、タブレット端末を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。また、ICT学習指導員を1名配置し、ICTを活用した効果的な学習が進められるよう、指導・助言を行い、教員のICT活用指導力向上を図るとともに、ICTを活用した、わかる、できる授業を展開し、学力向上に繋げていく。

現在、小中学校の1人1台のタブレット端末の導入をスムーズに進めるために、導入マニュアルや職員研修用動画、トラブルQ&Aの作成を進めている。ICTの効果的な活用による、子ども達の力を最大限に引き出す教育を目指し、総合教育センターでは、今後もICTを活用する児童生徒、教職員の支援を行っていく、と概要を説明

高橋委員

心配なこともあるが、これからどんな素晴らしいことができるのかが本当に楽しみになった。数点質問する。1点目は、指導者用デジタル教科書というのはどのようなものなのか。スクリーン等に示して使うようなものなのか。学習者用との違いについて教えていただきたい。2点目は、保護者との連絡で、今までは紙で連絡をしていたと思うが、子どもが勉強に使うタブレット端末で親が学校からの連絡を見るのであれば、子どもの勉強の邪魔になるような気がするし、かえって二度手間で、デジタル化という感じがしない。結局紙の代わりに、タブレットを持っていくように感じる。連絡事項のデジタル化ということであれば、学校の連絡に「LINE」等を活用し、チェックしたらすぐわかるとか、そういうことがデジタル化ではないかと思う。実際、子どもが学習に使うタブレットに連絡機能を持たせるということに心配はないのかということが2点目の質問である。3点目として、こういうものの心配として、今後永続的に継続していく上で、機械は徐々に陳腐化していくので、更新していくと思うが、その更新については、何年ぐらいで、どのようにという見通しがあるのか。或いはその財源はどうなっているのか。これは習志野市だけの問題ではないかもしれないが、お聞かせいただけたらと思う、と質問

杉山指導課長

1点目、指導者用のデジタル教科書というのはどのようなものなのかという点である。教科や出版社によって多少違いはあるが、指導者用の今まで冊子になっていた本は、教材研究のために使ったり、子どもと同じように本が入っていて、そこに赤字で解説が入っていたりと、教師が使っている教材研究に関する部分もデジタル化された教科書になる。また、会社によって、冊子も付けてくるというような部分がある。教科書という意味合いでの部分については、子どもと全く同じ操作ができるもので、大型モニターに映し出すこともできるようになっているので、今までのいわゆる指導書と呼ばれていたものに、子ども達のデジタル教科書が付き、それが全てデジタルになった形で活用することができるものである、と回答

笹生総合教育センター所長

保護者との連絡ツールとしての活用についてだが、まず、子ども達は毎日学習で使用したタブレット端末を持ち帰る。その際に、合わせて子ども達の学習状況を保護者に見ていただくことも可能になるし、これを進めるにあたって、できるだけ紙ベースでのお便りもデジタル化を進めていくことを計画しているので、学校のホームページにアクセスできるようにしたり、インターネットに接続できない家庭には、デスクトップに貼り付けて持たせようと考えている。学習用で整備したものであるということであるが、保護者には学習の状況も知っていただきながら、家庭での状況も学校の方も把握できるようにしたいと考えている、と回答

中野教育総務課長

財源についてだが、現在、国から特定のものが示されているものはない。今回のGIGAスクール

構想の端末の整備については、1台当たり4万5千円として、定額で補助金が出ていた。今後、端末の陳腐化というのが5年後なのか10年後なのか、どこの範囲で発生してくるのかというのは大変難しいところではある。今後のことを申し上げるとするのであれば、この端末自体が義務教育の中で必須のツールという位置付けが国の方でなされれば、当然国の負担の中で整備していただくべきものと我々は考えている。それらについては、今後市町村もしくは県レベルにおいて、国への要望事項の中で入ってくるのではないかと考えている。現在のところ、財源の手当が今後10年、20年先のものが見通せているものではないというところである、と回答

赤澤委員

ICTを活用していくことが重要であることは間違いないと思うが、今回、タブレット端末を導入して いくことに関しての意味や意義、子どもや学校の先生の視点から見たメリットやベネフィットがどこ にあるのかを見ていくと、疑問に思うところが少しある。例えば、子どもが先生に相談しやすくなる ということは子どもにとってはすごく良いと思うが、メールで相談がいつでもできるということになる と、先生方は大丈夫なのか。相談したくてメールをして、返信が長い間返ってこないことがあると、 そこでまたトラブルになるのではないかと考えると、解決するには人員の問題になってくるのでは ないかと思う。また、デジタル教科書になっていくことの意味は何かというところで、重い荷物を持 たなくていいということになるのであれば、意味があると思うが、全てがデジタルの教科書に置き 換わるわけではないとなると、紙よりデジタルの方が良い部分もあるだろうが、紙の方が良い部分 も出てくることになってくるのではないかと思ったり、少し心配な場面もあるのかなと思いながら聞 いていた。質問したいのは、今ほど話したデジタル教科書によって、どういった構想を持っている のか。また、オンライン授業との関係で、今後コロナの関係で授業の運営が対面になったり、非対 面になったりすることと、今回のタブレット端末を使用しての授業内容というのはどういった計画に なっているのか。タブレット端末があれば、家で授業を受けられるというのがあると思うが、対面が 可能になった場合はどういう活用になり、対面が不可能になった時にはどういう計画で使用してい くのかを教えていただきたい、と質問

杉山指導課長

まずデジタル教科書については、先週、国の事業として配布が決まったというところである。現在、指導課として考えていることは、一日でも早くデジタル教科書に慣れることと捉えている。デジタルコンテンツに関しては、子ども達は使えば慣れていくのが早いことが想定される。教師が後追いになるかもしれないが、何かしらの形でまず1教科の使い方に慣れていくというような部分を一つ持っている。しかし、紙の教科書とデジタル教科書は併用するというのが今の国の考え方である。紙が非常に重要となる発達段階の時期もある。このデジタル教科書の一番の武器を考えた時に、それは動画や映像が拡大縮小でき、デジタルの場合には紙の場合よりも情報量がたくさん展開できるということがある。そういった時に、子ども達が基本的なことを理解したり、今まで動かないものを頭の中で動かして考えていたものが、今度はそれが苦手だった子ども達にとっては動いてくれる。こういった意味では、今までの教科書では対応しきれなかった子ども達にとっては動いてくれる。こういった意味では、今までの教科書では対応しきれなかった子ども達に対応できていける可能性をこのデジタル教科書は持っているのではないかと考えている。そういった意味で、学校でデジタル教科書を使用していただき、より良い教育、多様な子ども達に対応できるツールの一つというところで、その方向性を見出しているところである。ただ、やはり教育のことなので、慎重に様々なところから情報を得て、また、他の地域での活用も情報を得ながら、常に慎重に、両方を併用しながら進めていきたいと考えている、と回答

笹生総合教育センター所長

1人1台タブレット端末の活用と、オンライン授業について説明する。1人1台タブレット端末を使

うための教育をしようと考えているわけではない。これまでの学習の効果的な場面の中に、ICTを積極的に活用していこうと考えているところである。オンライン授業については、今回の長期にわたる臨時休業の中で、やはり小中学生にとっては、対面の授業ということもとても大切なものだと考えたところである。オンライン授業の手法を活用しながら、3密を避けるために使っていくとか、そのように考えている、と回答

赤澤委員

子ども達全員にタブレット端末を渡して、それがオンラインで繋がっているというインフラでできることはものすごくたくさんあると思う。単純に教科書の枠とか、対面できないときのツールということではなく、その可能性をよく検討していただけると良いのではないかと思う、と発言

高橋委員

ICTに関しては、学校も含めて世界が変わっていく始まりだと思う。また、子ども達を育てるということは、今後の世界を作っていく人材を育てるということで、本当に教育界でも何十年に1回かもしれない大きな動きだと思う。そのような中、多くの市町村がICTについてどういう教育をしていくかということを、本当に工夫しているところだと思う。その中で伺いたいのは、習志野市のICT教育というのは、どういうもので、何が売りなのかについて教えていただきたい、と質問

笹生総合教育センター所長

これまで習志野の教育の中では、「発問・板書・ノート指導」ということを指導の重点に挙げて、学習を進めてきた。今回、1人1台タブレット端末を整備したことにより、これまでの授業実践に、それぞれのタブレット端末の良さや、大型提示装置のICTの特性を生かした教育を合わせることによって、さらに子ども達に学習指導の一層の充実を図りながら、資質・能力の育成に努めていこうと考えている。先ほども申し上げたように、タブレット端末を使うということではなく、それを一つの学習のツール、武器として、子ども達に学ばせていきたいと考えている、と回答

高橋委員

以前、文科省の教員の働き方改革の研修会に行った際に、様々な教育委員会での独自の取り組みや工夫、グッドプラクティスの発表があったが、ICT教育に関しての習志野のやり方というのが、他の教育委員会でも参考にしてもらえるようなコンセプトが大事だと思う。そういう方向でぜひ努力していただきたい。私ももちろん協力する、と発言

笹生総合教育センター所長

今年度整備したものをしっかりと活用していくのが来年度である。しっかりとしたビジョンを持って、 また、子ども達の姿に表れるように教育を展開していきたいと思う、と発言

馬場委員

家庭でのルールというところだが、利用時間や保管場所等を家庭の中でしっかり決めていただくということだと思うが、各家庭に任せるだけでは、例えば端末の取り扱いに関しても、子どもたちも気を付けるだろうが、不慮の事故だとか、難しいところもあるのではないかと保護者としては少し不安があると思う。なので、先ほど説明があったように、活用の仕方とルールづくりの面の保護者への説明を丁寧にしていただけると良いと思う。我が子を振り返ると、ランドセルを振り回して歩くような子どもだったので、その中にタブレット端末が入っていると考えると本当に怖いと思う。そういった物理的なところもそうだし、包括的にだが、子どもに対しても、保護者に対しても、丁寧に説明をお願いしたいと思う、と要望

笹生総合教育センター所長

現在、子ども向けの取り扱いについての資料等も作成している。それをもって学校の中で、きちんとルールづくりや、約束について決めていただき、学校の中でも指導していく。持ち帰りの端末なので、家庭においては家庭用の保護者向けのパンフレット等で学校のルールを示し、家庭でのルールづくりについて依頼をする。資料をもって、繰り返しの指導になると思う。実際に活用し始めてから様々なトラブル等が出てくると思うので、それに合わせて学校でも指導していきながら、保護者には丁寧にその都度説明し、協力を得ながら進めていきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(9)は終了した。

報告事項(10) 放課後子供教室の開設及び運営状況について

(社会教育課)

馬場委員

保護者アンケートの結果で、「お子様が安心して楽しく過ごせる場所ですか。」という設問に、「あまり思わない」、「思わない」という方が、それぞれ3名、1名いるが、具体的な意見というのはあるのか、と質問

藤原社会教育課長

「お子様が安心して楽しく過ごせる場所ですか。」という設問に関しては、今年度、特に新型コロナウイルス感染症の関係があり、少し密になっているということで意見があった、と回答

馬場委員

放課後子供教室そのものに対する意見というより、新型コロナウイルスに関するものであったということであれば、概ね好意的な意見が多いというところも納得はできるが、「放課後子供教室の活動時間や内容に満足できましたか。」という設問でも、「あまり思わない」という意見もあるので、どのアンケートでもそうだが、こういった少数の意見というのはすごく大事なところだと思うので、今後、これから開設するところもあると思うが、これをぜひ反映させていただければと思う、と発言

藤原社会教育課長

放課後子供教室は、昨年7月から習志野市として始めたところである。開設から1年が経過するが、今後も様々な意見があるかと思う。こういったアンケートも含め、保護者の方、また、そこに参加する子ども達の意見をしっかり聞きながら、より良いものにしていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(10)は終了した。

議案第6号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

議案第7号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

議案第8号 習志野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第6号「習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「習志野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して説明する。

始めに、議案第6号である。資料2ページ目、新旧対照表を御覧いただきたい。学校教育課の事務分掌に、「学校職員の安全衛生管理に関すること。」を追加する。その他、文言整理したものであり、本改正案は、学校教育課で現在行っている、学校職員の安全衛生に関することについて、実態に合わせて明文化するために、一部改正を行うものである。

続いて、議案第7号に移る。資料2ページ目、新旧対照表を御覧いただきたい。こちらについては、総合教育センターの事務分掌に、「ICT利活用の調査、研究及び推進に関すること。」を追加し、明文化するものである。先ほど説明した通り、タブレット端末を利活用し、高水準な教育の展開を目指すにあたり、総合教育センターの事務分掌について一部改正を行うものである。

続いて、議案第8号に移る。資料2ページ目、新旧対照表を御覧いただきたい。公民館印、公民館長印の廃止である。こちらについては、実花公民館、袖ケ浦公民館、谷津公民館への指定管理者制度の導入に伴い、公印について廃止するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号ないし議案第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第10号 敷地及び建物の変更(用途廃止)について

(社会教育課)

藤原社会教育課長

議案第10号「敷地及び建物の変更(用途廃止)について」、説明する。

本議案は、習志野市生涯学習複合施設の整備に伴い、令和2年3月31日をもって閉館した旧習志野市屋敷公民館、旧生涯学習地区センターゆうゆう館、旧習志野市あづまこども会館の敷地及び建物について、教育財産としての用途を廃止しようとするものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。敷地及び建物の概要である。この度、各施設の備品の廃棄等の整理が完了したことから、教育財産としての用途を廃止するものである。いずれの敷地及び建物についても、普通財産として市長事務部局へ移管し、その後、市長事務部局の方で活用等が検討されるものである。廃止年月日については、令和3年3月31日としたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 大久保第二保育所の私立化に伴う大久保東幼稚園園舎の一時利用について (教育総務課)

齊藤学校教育部主幹

協議第1号「大久保第二保育所の私立化に伴う大久保東幼稚園園舎の一時利用について」、説明する。

令和6年4月から私立化を予定している大久保第二保育所については、敷地や周辺の道路が 狭隘であるため、安全上の課題から、新しい保育所を整備している期間中、現在の施設で保育を 継続することが困難な状況である。このため、令和4年度から令和5年度までの期間、大久保第二保育所の3歳児から5歳児、定員77名の代替施設として、大久保東幼稚園の空き教室を一時利用して保育を実施したいと考えている。

なお、O歳児から2歳児、定員49名の代替施設としては、大久保こども園を利用する予定としている。今後のスケジュール案については、資料記載の通りとなっており、具体的に大久保東幼稚園の園舎を利用するのは、令和4年の8月頃から、令和6年3月までの約1年8ヶ月を予定している。このことについても、この4月より、保護者との意見交換等を実施していきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<報告事項(11)ないし報告事項(14)については非公開>

報告事項(11) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の 指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について) (教育総務課) 報告事項(12) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人

報告事項(12) 臨時代理の報告について(首応野市立小子校、中子校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について) (学校教育課)

報告事項(13) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について) (学校教育課) 報告事項(14) 臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の教頭の任免について) (学校教育課)

報告事項(11)ないし報告事項(14)は終了した。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言